

河泉会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は河泉会（仮）と称する。

(事務局)

第2条 1. 本会は、主たる事務局を貝塚市水間158番地内に置く。
2. 本会は、主たる事務局を議会の議決を経て必要な場所に置く事ができる。

(目的)

第3条 1.本会は会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする
2.本会はみずからあるいは河崎学園と連帯と互惠の精神でもってリハビリテーション医学の振興に寄与する事業を行うことを目的とする
3.本会は河崎学園の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。
(1) 理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の向上・発展に関する活動
(2) 研修会・講習会・研究会などに関する活動
(3) 本会に関する広報活動
(4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。
(1) 正会員 河崎医療技術専門学校または大阪河崎リハビリテーション大学を卒業したもので、本会の主旨目的に賛同した者。
(2) 学生会員 河崎医療技術専門学校または大阪河崎リハビリテーション大学の学生で、本会の主旨目的に賛同した者。
(3) 名誉会員 本会に功労のあった者で、総会の承認を得た者。(教員は希望者とする。)
(4) 物故会員 上記いずれかの会員であった者で、死亡した者

(入会)

第6条 本会の正会員または学生会員になろうとする者は、会費を納入し、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(休会)

第7条 本会を休会しようとする者は、所定の休会届を事務局に提出しなければならない。

(異動)

第8条 会員は、入会申込書の登録事項に変更がある場合は速やかに所定の登録内容変更

届に異動の内容を添えて、事務局に提出しなければならない。

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会届を事務局に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、以下の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が以下の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て除名する事ができる。ただし、その会員に議決の前に弁明する機会を与える。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の規則に違反したとき

(復会)

第12条 休会中の者で、その後復会する者は、復会届を事務局に提出し、復会することができる。

(会費)

第13条 正会員及び学生会員は、終身納入として2万円を所定の口座に納入する。

(拠出金の不返還)

第14条 既納の会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。但し、学生会員においては申し出があった場合、理事会で検討の上返還に応じる。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 10名(会長、副会長、会計を含む)
- (5) 監事 2名

(選出)

第16条 1. 役員は、正会員の中から理事会において選出し、総会において決定する。
2. 副会長は会長が指名し総会で承認を受ける。
3. 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

- 第 17 条 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときには、その職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、本会の会務を執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会業務及び会計監査をすること
- (2) 総会で監査報告を行うこと
- (3) 理事の業務執行状況を監査すること
- (4) 会計及び業務の執行について、不正の事実が発覚したときは、これを総会に報告すること
- (5) 前号の報告をする必要があるときは、総会又は理事会の招集請求もしくは招集すること

(任期)

- 第 19 条 1. 本会役員の任期は2年とする。ただし、補欠(又は増員)により選任された役員の任期は前任者(又は現任者)の残任期間とする。
2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 20 条 職務上の義務違反、その他役員としてその職務にふさわしくない行為を行ったときは、理事会で3分の2以上の決議にもとづき解任することができる。ただし、その会員に議決の前に弁明する機会を与える。

(報酬等)

第 21 条 役員は無給とする。

(顧問)

- 第 22 条 1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議

(種別)

第 23 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会と臨時総会とする。

(構成)

- 第 24 条 1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 25 条 1. 総会は、次の事項について決議し、又は承認する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 活動計画の決定
- (3) 活動報告の承認
- (4) 収支予算の決定
- (5) 収支決算の承認
- (6) 役員の選出及び解任
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会により付託された事項
- (3) 総会で議決された事項の執行に関する事項
- (4) その他会務運営に関する事項

(開催)

- 第 26 条
- 1. 定期総会は、毎年 1 回（3 月）開催する。
 - 2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は、正会員の 3 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
 - 3. 理事会は理事会が必要と認めたとき又は、正会員の 3 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

- 第 27 条
- 1. 会議は、会長が招集する。
 - 2. 会議を招集する場合、その会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示した文章をもって、総会は 15 日以前、理事会は 10 日以前に通知しなければならない。
 - 3. 会長は、前条第 2 項の規定に基づく請求があったときには、30 日以内に会議を招集しなければならない。
但し、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めた時はこの限りではない。

(議長)

- 第 28 条
- 1. 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
 - 2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

- 第 29 条
- 1. 総会は、正会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
 - 2. 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。
 - 3. やむを得ない理由で会議に出席できない正会員は、委任状をもって出席したものとみなす。

(議決)

第 30 条 会議の議事は、規約で別に定められた場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第 31 条 1. やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 32 条 1. 総会又は理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び理事の現在員数、出席者（書面表決者及び表決委任者の場合にはその旨を付記すること）。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長が署名捺印しなければならない。

(委員会)

- 第 33 条 会長は、本会の運営に関し必要と認めるときは、調査審議させるための委員会を設置することができる。

第 5 章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第 34 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 終身会費
 - (2) 寄与金品
 - (3) 財産から生ずる収入
 - (4) その他の収入

(財産の管理)

- 第 35 条 本会の財産は理事会が管理し、その管理方法は総会の決議により定める。

(経費の支弁)

- 第 36 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(暫定予算)

- 第 37 条 1. やむを得ない理由になり予算が成立しないときは、会計は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において正会員総数の4分の1以上の議決を経なければ、変更することはできない。

(解散)

第39条 総会において正会員の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

第7章 補則

第40条 本会の目的達成のために細則を設けることができる

第41条 本規約は改正により平成25年3月17日より効力を持つ